

浜松市消防表彰規程の運用に関する取扱要綱（平成20年浜消局達第212号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市消防表彰規程（昭和29年浜松市訓令第3号。以下「規程」という。）第5条の規定により、消防局内における運用及び取扱いを定める。

（表彰の上申）

第2条 表彰の上申は、別記様式により、市長及び消防長が行う表彰に関するものは所属長が行い、署長が行う表彰に関するものは課長又は当該所属の主任以上の職員が行うものとする。

2 前項の上申を行うときは、別記様式とともに、事実関係の詳細が分かる資料を添えるものとする。

（消防表彰審査会の組織）

第3条 表彰の適正を図るため、次の消防表彰審査会（以下「審査会」という。）を置き、前条に基づき上申されたものについて、それぞれ消防長又は署長が必要と認める場合にその内容を審査するものとする。

（1）消防局表彰審査会

市長及び消防長が行う表彰に関し、参与及び消防次長を委員とする。

（2）消防署表彰審査会

署長が行う表彰に関し、所属の副署長及び専門監を委員とする。

2 前項に規定する審査会には委員のうちからそれぞれ委員長を置き、第1号に規定する審査会は参与又は総務を所管する次長、第2号に規定する審査会は所属の副署長をもって充てる。

（審査会の運営）

第4条 審査会は、委員長が招集し、会議を開催する。

2 委員長は、必要があると認められるときに、関係職員を審査会に出席させ、実情を聴取することができる。

3 審査会の会議は、委員の3分の2が出席しなければこれを開くことができない。

4 審査会の審査は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 各委員長は、審査が終了したときは、その結果を速やかに上申した消防長又は署長に報告しなければならない。

6 署長は、他の署所との均衡を図るため、審査結果について中消防署長へ合議する。

(審査会の省略)

第5条 委員長は表彰事案の内容により、前条の会議を省略し、審査することができる。

2 委員長は、迅速な表彰の対応が必要と認めるときは、委員に対して関係書類の回議により審査にかえることができる。

(審査項目)

第6条 審査会は、次の項目について審査するものとする。

- (1) 表彰の可否及び贈呈者
- (2) 受賞対象者
- (3) 感謝状及び賞状に記載する文面
- (4) 公表の可否及び方法

(審査基準)

第7条 審査会は、別紙「審査基準」を鑑み、公平かつ適正に審査を行うものとする。

(欠格事項)

第8条 表彰を受ける者及び団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰は行わないものとする。

- (1) 火災、災害の発生に直接関係があるとき。
- (2) 刑事事件に起訴されているとき。
- (3) 市の他部局から指名停止等の措置を受けているとき。
- (4) 公務員に関する法令等に違反し処分を受けているとき。
- (5) その他表彰にふさわしくない事実があるとき。

(被表彰者の特例)

第9条 表彰を受ける者が表彰を受ける前において、死亡又は退職をしたときは、その遺族又は退職した前職員に対して表彰を行うことができるものとする。ただし、この場合には、特に遺族に対して被表彰に関する確認を行うものとする。

(表彰の式日)

第10条 表彰は、必要に応じ、随時行うことができる。

(表彰の報告)

第11条 署長が表彰を行うときは、速やかにその概要を消防長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）消防長 又は
消防署長

上申者 所属長 又は
主任以上の所属職員 印

消 防 表 彰 上 申 書

表彰の種類	
被表彰者 (又は団体)	
事案名	
功労又は功 績の概要	
表彰状文案	

注1 表彰の種類は、「感謝状」、「賞状」のいずれかとその贈呈者を記入すること。

注2 被表彰者欄には、所属名、階級、氏名、年齢（消防職員以外の者にあつては住所、氏名、年齢、職業）を記入すること。

注3 その他必要に応じ資料（事案詳細・供述書・活動報告書・図等）を添付すること。

別紙（第7条関係）

審査基準

1 感謝状 規程第3条に該当するもので、おおむね以下の基準とする。

贈呈者	規程	基準
市長及び 消防長	第1号	その行為がなければ火災が発生又は発展し、人命危険及び延焼拡大の可能性が明らかであると消防職員の見識により判断されるとき。
	第2号	その行為がなければ要救助者の人命が明らかに助からなかった又は社会復帰できなかつたと消防職員の見識により判断されるとき。
	第3号	その行為によって、明らかに災害の被害が最小限にとどまったと消防職員の見識により判断されるとき。
	第4号	寄贈等による協力的行為を全国に知らせるに至るとき又は市長及び消防長の表彰に値する協力的行為があったとき。
消防署長	第1号	市長及び消防長の表彰に至らない消火行為があったとき。
	第2号	市長及び消防長の表彰に至らないもので、その行為によって要救助者が一命を取りとめたとき。
	第4号	管轄区域内における消防施策に功労があると認められるとき。

2 賞状 規程第4条に該当するもので、おおむね以下の基準とする。

贈呈者	基準
市長	全国にその功労を知らせるに至るとき。
消防長	全国消防本部にその功労を知らせるに至るとき。
消防署長	当局職員にその功労を知らせるに至るとき。